

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

なお、本要領において、横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（平成 26 年 7 月 16 日局長決裁）を「要綱」といいます。

1 件名

横浜水道記念館広報動画制作業務委託

2 業務の内容

別紙「横浜水道記念館広報動画制作業務委託」業務説明資料（以下「業務説明資料」という。）のとおり。

3 概算業務価格（上限）

約 6,000 千円（税込）

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

※ 参考見積書の宛名は「横浜市水道事業管理者」とし、一切の諸経費を含めた見積金額（税抜）を記入してください。

※ 参考見積書に記入した見積金額は評価の対象ではありません。

4 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書（要綱第 1 号様式）の提出

ア 提出期限 令和 4 年 7 月 20 日（水）17 時 00 分まで（必着）

イ 提出先 横浜市水道局広報課広報企画担当 横野、桑原

（〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 20 階）

ウ 提出部数 1 部

エ 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く 9 時 00 分から 12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 00 分（持参の場合の条件は以下同じ））又は郵送（一般書留で期限までに必着）

オ その他

共同提案の場合は、参加意向申出書（共同提案（JV））（要綱第 1 号様式別紙）1 部を併せて提出すること。

(2) 誓約書の提出

4 (1) の参加意向申出書の提出に併せて、誓約書 1 部を提出すること。

なお、共同提案の場合は、参加する事業者ごとに 1 部ずつ提出すること。

5 参加の条件

(1) 又は(2)のいずれかの条件を満たし、かつ(3)の制限に当てはまらないこと。

(1) 単体の企業の場合の応募資格等

応募の資格を有する者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ア 参加意向申出書提出時点において、令和3・4年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録され、営業種目「映画・ビデオ制作」に登録が認められているもので、かつ、細目A「映画・ビデオ制作」の登録がある者。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載があり、前段の営業種目かつ細目に現に申し込み中であり、受託候補者を特定する日までに登録が完了している場合は、提案資格を有する者とみなす。
- イ 参加意向申出書を提出してから受託候補者の特定までの間において、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定）」の規定による停止措置を受けていない者
- ウ 履行期間満了まで、業務を履行できる者
- エ 銀行取引停止処分を受けていない者
- オ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月22日横浜市条例第51号）第2条に規定する暴力団等と関係を有しない者
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していない者
- キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないと本市が認めた者を除く。）でないこと。
- ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者
- コ 平成31年4月1日から参加意向申出書の提出日までにおいて、次の施設（施設の内観・外観や展示資料）等を対象とした動画制作の実績をもつ者
 - (ア) 博物館法（昭和26年法律第285号）に定める登録博物館又は博物館相当施設、並びに博物館類似施設
 - (イ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）により国に指定・選定・登録された文化財
 - (ウ) 上下水道施設、港湾施設、文化センター、コンサートホール、ギャラリー等の公共施設

(2) 共同提案の場合の応募資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の全ての要件を満たす者とする。

- ア 共同提案の幹事者が、参加意向申出書提出時点において、令和3・4年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録され、営業種目「映画・ビデオ制作」に登録が認められているもので、かつ、細目A「映画・ビデオ制作」の登録がある者。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載があり、前段の営業種目かつ細目に現に申し込み中であり、受託候補者を特定する日までに登録が完了している場合は、提案資格を有する者とみなす。
- イ 全ての共同提案者は、5(1)イ～コ全てに該当するものとする。
- ウ 必ず幹事者を決め、幹事者の代表者職氏名を記載した参加意向申出書を提出すること。また、幹事者以外の共同提案者の代表者名を記載した、参加意向申出書（共同提案（JV））（第1号様式別紙）も提出すること。
- エ 複数の共同提案に応募することはできない。また、共同提案を行う者が単独で提案を行う

ことはできない。

オ 参加意向申出書を提出した後に、幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、参加意向申出書の提出期限までに、変更後の参加意向申出書又は参加意向申出書（共同提案（JV））を提出すること。

(3) 応募に対する制限

次の項目に該当する者は、応募及び共同提案者として参加することはできない。

ア 評価委員会委員の三親等内の親族

イ 評価委員会委員の三親等内の親族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者

(4) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかつた者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和4年7月28日（木）17時00分までに行います。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他 提案資格が認められなかつた旨の通知を受けた応募者は、書面により資格が認められなかつた理由の説明を求めるることができます。なお、書面は横浜市水道局が通知を発送した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日後の17時00分までに参加意向申出書提出先まで、持参又は郵送（必着）により提出しなければなりません。

横浜市水道局は上記の書面を受領した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書（本要領第1号様式）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和4年8月5日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出先 横浜市水道局広報課広報企画担当 横野、桑原（電話：045-671-3108）

(3) 提出方法 電子メール su-kouhou@city.yokohama.jp（到達を電話で確認してください。）

※電話での問い合わせには応じられませんので、質問内容が明確になるように記入してください。

(4) 回答日及び方法 令和4年8月16日（火）17時00分までにウェブページに掲載します。

7 提案書の内容

(1) 提案書は、所定の書式（要綱第5号様式）に基づき作成するものとします。

なお、提案書等の提出書類には、社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の表記を行わないこととします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦、片面印刷、左綴じとします。

なお、記載内容により、A4版横のページを含むことを認めます。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 業務実施体制（本要領第2号様式）

イ 予定技術者の経歴等（本要領第3号様式）※1

- ウ 予定技術者の同種・類似業務実績（本要領第4号様式）
- エ 業務の実施方針（本要領第5号様式）
- オ 業務の実施手法（本要領第6号様式）
- カ 動画構成案（A4版、様式自由）※2
- キ その他の提案（本要領第7号様式）
- ク ワークライフバランスに関する取組（本要領第8号様式）
- ケ 提案書の開示に係る意向申出書（本要領第9号様式）
- コ 参考見積書（A4版、様式自由）※3

※1 予定技術者ごとに作成すること。

※2 動画構成案の詳細については、次項8及び業務説明資料参照。

※3 業務に係る人件費、実費等の経費について、できるだけ詳細な内訳を明記した参考見積書を作成すること。

(4) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
- イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能です。
- ウ 文字は注記等を除き原則として10.5ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まらない場合は、枠を広げる又は枚数を増やして記述してください。
- エ 多色刷りは可としますが、事務局内でモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。
- オ 手書きの場合は、消えない筆記用具で作成してください（鉛筆・消えるボールペンの使用は認めません。）。

8 動画構成案

業務説明資料にある「内容・構成等のイメージ」を参考のうえ、次の二種の動画構成案（イメージ図、絵コンテなど）を作成すること。

- (1) YouTube等公開版（5分程度）
- (2) デジタルサイネージ等公開版（15秒）

9 評価基準

【別紙】提案書評価基準のとおり

10 提案書の提出

- (1) 提案書の提出

ア 提出部数

	提出部数
提案書（要綱第5号様式）	1部
提案書の開示に係る意向申出書（本要領第9号様式）	1部

提案書作成要領 別記様式等 ア 業務実施体制（本要領第2号様式） イ 予定技術者の経歴等（本要領第3号様式） ウ 予定技術者の同種・類似業務実績（本要領第4号様式） エ 業務の実施方針（本要領第5号様式） オ 業務の実施手法（本要領第6号様式） カ 動画構成案（二種：YouTube等公開版、デジタルサイネージ等公開版）（A4版、様式自由） キ その他の提案（本要領第7号様式） ク ワークライフバランスに関する取組（本要領第8号様式）	10セット（紙出力、1セットずつダブルクリップ留め）
参考見積書	1部

- イ 提出先 4(1)と同じ
 ウ 提出期限 令和4年8月31日（水）17時00分まで（必着）
 エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は一般書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
 イ プロポーザルの提出後、横浜市水道局の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 ウ 提出された書類は、返却しません。
 エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
 オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
 カ 提案内容の変更は認められません。

11 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日 令和4年9月15日（木）（予定）20分程度（質疑応答含む）
 　※市会日程等により変更する場合があります。
- (2) 実施場所 横浜市庁舎 20階 大会議室（予定）
- (3) 実施方法 ヒアリング時は提案書を使用し、原則として口頭・紙資料で説明してください。
 　ただし、説明を補足する範囲内でのサンプル動画の使用は認めます。
- (4) 機材等 ノートパソコンの持込みは可。プロジェクターは不可。
 　会場に設置するサンプル動画再生用のディスプレイ（インターフェース：HDMI端子）は使用できます。
- (5) 出席者 総括責任者又は管理技術者を含む3名以下
- (6) その他
- ア 時間等の詳細については、別途お知らせします。
 イ 提案者名を推測できる発言及び提案書に記載のない項目の説明は行わないようにしてください（提案内容を超える説明は、評価の対象となりません）。
 ウ 評価委員配布用の提案書は、横浜市水道局で用意しますので、持参する必要はありません。

12 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	横浜市水道局第二物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会（以下「審査等委員会」という。）	横浜水道記念館広報動画制作業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	水道局 経営部経理課長 事業推進部資産活用課長 給水サービス部サービス推進課長 給水サービス部給水維持課長 配水部配水課長 施設部計画課長 浄水部浄水課長 施設部技術監理課長 経営部経理課契約係長 広報課長	水道局 給水サービス部サービス推進課長（委員長） 施設部計画課長（副委員長） 総務部担当課長（危機管理担当） 経営部経営企画課長 配水部配水課長 浄水部浄水課長

13 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日 令和4年10月7日（金）（予定）

※市会日程等により変更する場合があります。

(2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、横浜市水道局が通知を発送した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日後の17時00分までに提案書提出先まで、持参又は郵送（必着）により提出しなければなりません。

横浜市水道局は上記の書面を受領した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

14 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）等関連規定に基づき公開することができます。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作

成することがあります。

- (4) プロポーザルの作成のために横浜市水道局において作成された資料は、横浜市水道局の了解なく公表、使用することはできません。

15 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、審査等委員会において特定を見合わせることがあります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、横浜市水道局の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。
また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手續を行います。

16 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

17 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。
- (4) 希望者に対して、令和3年度の「横浜水道記念館等映像素材撮影業務委託」にて撮影した素材（動画：mp4形式、写真：jpg形式）の閲覧を許します。
ア 閲覧方法 休日等を除く閲覧希望日の前々日午後3時までに、電子メールで連絡（su-kouhou@city.yokohama.jp宛）し、閲覧希望日時を調整のうえ、来庁してください。メールの件名は「【依頼】水道記念館映像素材の閲覧について（事業者名）」としてください。

- イ 閲覧場所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 20 階
- ウ 留意事項 動画については mp4 形式のみ閲覧可能ですが、契約締結後に mov (ProRes) 形式も提供可能です。

提案書評価基準

(1) 評価方法

評価委員 1人あたり101点満点とし、下記評価項目について評価を行い、合計得点の高い者を特定する。なお、「提案内容」と「実施体制」については、評価委員の半数以上がC（1点）とする項目が1つ以上ある場合は、特定されない。

(2) 評価点が同点の場合の措置

評価委員の採点の合計点数が同点の場合、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

- ア 加重倍率が3及び4の項目の合計得点が上位の者
- イ Aの評価項目が多い者
- ウ 加重倍率が3及び4の項目にC評価が無い者

(101点満点)

	項目	(評価の視点)	点数		倍率	満点	(評価点) 補足	
			良い	>> 普通				
提案内容	事業趣旨の理解度	業務目的及び業務内容を十分に理解しているか	A	・	B	・	C	4 20
	訴求力	ターゲットを適正に把握し、視聴意欲向上につながる内容となっているか	A	・	B	・	C	4 20
	全体計画	事業内容を適正に把握し、実現性の高い計画を立案しているか	A	・	B	・	C	3 15
	独自性	他都市や類似施設の事例の分析等を踏まえ、独自性のある内容となっているか	A	・	B	・	C	2 10
	予算配分計画	上限額(600万円)を踏まえ、事業内容に対し、妥当性があり、且つ効率的な予算配分計画になっていいるか	A	・	B	・	C	1 5
実施体制	人員体制	業務を遂行するのに十分な人員・組織体制が提案されているか。	A	・	B	・	C	1 5
	スケジュール管理・情報共有	適切なスケジュール管理及び情報共有がなされる業務管理体制が提案されているか	A	・	B	・	C	1 5
	過去の業務実績	本業務を実施するにあたり、過去に類似の関連業務の実績があり、ノウハウを活かすことができるか	A	・	B	・	C	1 5
	技術力・専門性	本業務を実施するにあたり、必要な対象分野への専門性や技術力、習熟度は十分であるか。	A	・	B	・	C	2 10
ワークライフバランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		1	・	0			1 1
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		1	・	0			1 1
	次世代育成支援対策推進法による認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)、又は、よこはまグッドバランス賞の認定		1	・	0			1 1
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		1	・	0			1 1
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成		1	・	0			1 1
	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		1	・	0			1 1
合 計								101